

町田市小野路宿里山交流館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市小野路宿里山交流館条例の一部を改正する条例

町田市小野路宿里山交流館条例（平成26年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表（第14条関係） 施設の利用料金				別表（第14条関係） 施設の利用料金			
施設	利用単位及び利用料金（円）			施設	利用単位及び利用料金（円）		
	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)		午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)
和室(1)	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	和室(1)	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>400</u>
和室(2)	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	和室(2)	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>400</u>
土蔵			<u>1,830</u>	土蔵			<u>1,220</u>
製茶場			<u>1,210</u>	製茶場			<u>810</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。